

付議案第 69 号

福岡市立高等学校学則の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

理由

本件は、福岡市立高等学校の入学金の納付事務の効率化を図ることを目的とし、納期を変更するにあたり、所要の改正を行う必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立高等学校学則の一部改正

福岡市立高等学校学則（昭和 26 年府達第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号中「入学後 20 日以内」を「入学後 40 日以内。ただし、入学後 40 日を経過する日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日まで。」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立高等学校学則（昭和 26 年府達第 26 号）の一部を改正する規則 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第 1 条～第 17 条 略</p> <p>第 18 条 入学選考料、入学金及び授業料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入学選考料 受験願書受付けの日 (2) 入学金 入学後 20 日以内 (3) 授業料 毎月 10 日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日)まで</p> <p>以下 略</p>	<p>第 1 条～第 17 条 略</p> <p>第 18 条 入学選考料、入学金及び授業料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入学選考料 受験願書受付けの日 (2) 入学金 入学後 <u>40</u> 日以内。<u>ただし、入学後 40 日を経過する日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日まで。</u> (3) 授業料 每月 10 日(その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日)まで</p> <p>以下 略</p>	

福岡市立高等学校学則(昭和 26 年府達第 26 号)の一部を改正する規則案

1 改正の理由

福岡市立高等学校の入学金や校納金の納付は銀行の口座振替により行われており、その口座登録等の手続きに要する日数に対し、登録期限が短く、これまででも休日出勤・時間外勤務で対応をしている。令和 8 年度入学者選抜については例年より期日が遅いことにより、さらに作業期間が短くなるため、入学金の納期を遅らせることにより、余裕をもって確実な登録作業を行うことを目的とするものである。

2 改正の内容

第 18 条第 1 項第 2 号中

「入学後 20 日以内」 を

「入学後 40 日以内。ただし、入学後 40 日を経過する日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日まで。」

に改める。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日